

○富里市表彰規則

平成2年3月1日規則第1号
改正

平成13年3月26日規則第7号
平成19年3月30日規則第23号
平成23年8月9日規則第30号
平成25年8月16日規則第19号
平成29年3月1日規則第1号
平成30年4月1日規則第13号

富里市表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市政の発展、公共の福祉の増進等に寄与したもの、又は市民の模範となる行為をしたものの表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労表彰及び善行表彰とする。

(功労表彰)

第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから功績顕著なものについて市長が行う。

- (1) 教育、学術及び文化の向上に尽力したもの
- (2) 市の公益、公共の福祉の増進及び産業の振興に尽力したもの
- (3) 市議会議員の職にあつて12年以上在職した者
- (4) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、固定資産評価審査委員会委員、民生委員児童委員、保護司、人権擁護委員及び行政相談委員のいずれかの職にあつて、それぞれの職において12年以上在職した者
- (5) 附属機関の委員の職にあつて15年以上在職した者
- (6) 副市長及び教育長の職にあつて12年以上在職した者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が表彰することが適当と認めたもの

(善行表彰)

第4条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて市長が行う。

- (1) 市に100万円（法人等にあつては200万円）以上の私財を寄附したものの。ただし、ふるさと納税制度による寄附であつて返礼品を受領したものを除く。
- (2) 自己の危難をかえりみず、人命を救助したもの

- (3) 災害の発生に際し有効適切な行動により被害を最小限度にくいとめたもの
- (4) 市民の模範となる善行をしたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が表彰することが適当と認めたもの
(在職年数)

第5条 第3条第3号から第6号までに規定する在職年数は、毎年11月1日を基準日として月をもって計算し、在職期間に中断がある場合は、その前後の年数及び月数を通算する。

2 前項の計算において、6か月以上の端数を生じたときは、1年として計算する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰を受けることとなった者が表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に授与するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年市長が定める日に行うものとする。

(表彰審査会)

第8条 第3条及び第4条に該当すると認められるものについては、市長、副市長、教育長、市議会議長、その他市長が任命する者若干名をもって組織した審査会において決定する。

2 審査会の運営については、審査会において、別に定める。

(表彰者名簿)

第9条 表彰を行ったときは、表彰者の氏名、表彰の種類及び表彰事由等を表彰者名簿(別記様式)に登載し、その事績を公表する。

(再表彰)

第10条 市長は、既に表彰を受けたものであっても、他に表彰すべき事由が生じたときは、再度表彰することができる。

(表彰の取消し)

第11条 市長は、表彰を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。

- (1) 懲役又は禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第134条の規定により除名された者
- (3) その者の責に帰すべき行為により著しくその名誉を失ったと認めるとき。

(委任)

第12条 この規則の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年の表彰は、富里誕生100周年記念表彰をもってかえるものとする。

附 則（平成13年3月26日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第23号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月9日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年8月16日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（省略）